

対象国	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
EU	福高、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉、神奈川（13都県） 13都県以外	全ての食品、飼料 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査 政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に取壊・製造した食品については、日付証明を要求 5月25日輸出分から神奈川を追加	(EU) 台北ホームページを参照	英語 http://www.diplomats.euroopa.eu/modules/world/afis/fsq/7ml.html 日本語 http://www.diplomats.euroopa.eu/modules/world/afis/fsq/7ml.html
	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 輸入国にてサンプル検査 政府作成の産地証明(産出県)を要求 輸入国にてサンプル検査	3月11日より前に取壊・製造した食品については、日付証明を要求	駐日スイス大使館 電話 03-5469-0600 駐日ルクセンブルグ大使館 電話 03-5468-0100 駐日アイスランド大使館 電話 03-5447-1844	
	福島、群馬、栃木、茨城、宮城、山形、新潟、長野、山梨、埼玉、東京、千葉（12都県） 12都県以外	全ての食品、飼料 全ての食品、飼料	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求 政府作成の産地証明(産出県)を要求	3月11日より前に取壊・加工されたことを示す証明書を要求		仏領ポリネシア http://www.presidente.pf/
	ニュージーランド	全ての食品、飼料	輸入停止			ニュージーランド http://www.govt.nz/
	アラブ首長国連邦	生鮮食品 その他の食品	輸入停止 政府又は指定検査機関作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日アラブ首長国連邦大使館 電話 03-5469-0804	
	オマーン	全ての食品 生鮮食品、果実、ミルク(粉ミルクを含む)	政府又は国際機関作成の放射性物質の検査証明書を要求 上記に加え、オマーンにてサンプル検査を実施		駐日オマーン大使館 電話 03-5468-1088	
	カタール	全ての食品	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		駐日カタール大使館 電話 03-5475-0811	
	バーレーン	全ての食品	放射性物質の検査証明書を要求		駐日バーレーン王国大使館 電話 03-3594-8001	
	レバノン	全ての食品、飼料	放射性物質の検査証明書を要求		駐日レバノン大使館 電話 03-5114-9950	
	エジプト	全ての食品、植物、植物製品等	輸入停止	3月11日以降に日本から出荷されたもの	駐日エジプト大使館 電話 03-3770-8022	
	コンゴ民主共和国	全ての食品	輸入停止		駐日コンゴ民主共和国大使館 電話 03-5620-1979	
	モロッコ	全ての食品、飼料	輸入停止	照会があれば、個別対応の余地あり。	駐日モロッコ王国大使館 電話 03-5468-7171	

② 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求し、他の品目の全部または一部につき全ロット検査

対象国	対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
台湾	福島、群馬、栃木、茨城、千葉（5県） 5県以外	全ての食品 野菜・果菜、水産物、海産物、乳製品、ミネラルウォーターなどの飲料水、ペーパーフード 加工食品	輸入停止 台湾にて全ロット検査 台湾にてサンプル検査		台北駐日経済文化代表処 電話 03-3280-7884 FAX 03-3280-7928 E-mail economy@roc-taiwan.org	

対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
フィリピン	食肉、牛乳・乳製品(チヨコレート、クッキーを含む)、飼育用動物、飼料	輸入停止	証明がなければベトナムにて全ロット検査	フィリピン保健省 電話 03-5582-1000	
	野菜・果実、種苗等	フィリピンにてサンプル検査			
	加工食品	権限ある当局の放射性物質の検査証明書を要求			
	水産品	フィリピンにて全ロット検査(放射性物質の検査証明書があれば検査を省略)			
ベトナム	加工・包装食品	政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求	証明がなければベトナムにて全ロット検査	ベトナム保健省 電話 03-3486-3311	
	生鮮食品	政府又は指定機関作成の放射性物質の検査証明書を要求			
		ベトナムにて全ロット検査			

③ 日本の一部食品につき輸入停止又は証明書を要求

対象国	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
シンガポール	食肉、牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品、水産物	輸入停止	3月11日より前に収穫・製造した食品については日付証明を要求 放射性物質が検出された場合、通関不可	シンガポール農食品獣医庁(Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore) Quarantine & Inspection Department Tel: +(65)6227 0570 Fax: +(65)6227 6305 Email: ava_email@ava.gov.sg	O Agri-Food & Veterinary Authority of Singapore http://www.ava.gov.sg/
	野菜・果実とその加工品	政府作成の産地証明(産地県)を要求			
	食肉、牛乳・乳製品、水産物	シンガポールにてサンプル検査			
	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク	輸入停止			
香港	食肉(豚を含む)、水産物	政府作成の放射性物質の検査証明書を要求		香港政府經濟貿易代表部 電話 03-3555-8980 FAX 03-3556-8869 E-mail tslycs_email@hkta.gov.hk	O 香港經濟貿易代表部 http://www.hkta.gov.hk/
	加工食品	香港にてサンプル検査			
	全ての食品				
マカオ	全ての食品	輸入停止			

対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
米国	ほうれんそう、かき、原乳、きのこ、イカナゴの稚魚、たけのこ、こめ等	輸入停止	※苗木はほうれんそうのみが対象	駐日米国大使館 電話 03-3224-5000	○米国食品医薬品局(FDA): -Import Alert http://www.accessdata.fda.gov/cmis.jsa/importalert_621.html -Questions about Food Safety http://www.fda.gov/NewsEvents/PublicHealthFocus/ucm247403.htm#reportjapan
	牛乳・乳製品、野菜・果実とその加工品(2県産の上記を除く)	放射性物質の検査証明書を要求	放射線物質の検査証明について、米国内の検査機関によることも可		
	上記以外の食品、飼料	米国にてサンプル検査			
3県以外	食品、飼料	輸入停止		駐日ロシア大使館 電話 03-3583-0224 / 03-3583-5852 Fax 03-3595-0593	
ロシア	全ての食品	ロシアにて検査			
	水産品・水産加工品	輸入停止			

④ 検査強化

対象県	品目	規制内容	備考	問合せ先	参照HP
インド	全ての食品	インドにてサンプル検査		駐日インド大使館 電話 03-3282-2381 FAX 03-3224-8866 E-mail embassy@indembjpo.org	
ネパール	全ての食品	ネパールにてサンプル検査		駐日ネパール大使館 電話 03-3713-6241	
パキスタン	全ての食品	パキスタンにてサンプル検査(放射性物質の検査証明書があれば検査を省略)		駐日パキスタン大使館 電話 03-6421-7741	
ミャンマー	全ての食品	ミャンマーにて検査	ヤンゴン港及びバヤンゴン国際空港でのみ実施	駐日ミャンマー大使館 電話 03-3441-9281 FAX 03-3447-7394	
豪州	牛乳・乳製品、野菜・果実、水産物	豪州にてサンプル検査		駐日オーストラリア大使館 電話 03-4922-4111	○豪州・NZ食品基準機関(FSANZ) http://www.foodstandards.gov.au/colinesenreduction/factsheet/factsheets2011/safebyfoodfromjapan110.cfm
ニュージーランド	野菜	検査強化		駐日ニュージーランド大使館 電話 03-3467-2271	○NZ農林省食品安全庁 http://www.foodsafety.govt.nz/
ウクライナ	全ての食品	ウクライナにて検査		駐日ウクライナ大使館 電話 03-5474-9770	
イラン	全ての食品	イランにてサンプル検査		駐日イラン・イスラム共和国大使館 電話 03-3446-8011	

(参考) 放射性核種に係る日本、各国及びコーデックスの指標値

(単位: Bq/kg)

	放射性ヨウ素 ¹³¹ I				放射性セシウム ¹³⁴ Cs ¹³⁷ Cs					
	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類 (除根菜・芋類)	その他	飲料水	牛乳・乳製品	野菜類	穀類	肉・卵・ 魚・その他	
日本	300	300	2,000	魚介類 2000	200	200	500	500	500	
Codex	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
シンガポール	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
タイ	100	100	100	100	500	500	500	500	500	
韓国	300	150	300	300	370	370	370	370	370	
中国	-	33	160	食肉・水産物 470 穀類 190、芋類 89	-	330	210	260	肉・魚・甲殻類 800 芋類 90	
香港	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
台湾	300	55	300	300	370	370	370	370	370	
フィリピン	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
ベトナム	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
マレーシア	100	100	100	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	
米国	170	170	170	170	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	
EU	300	300	2,000	2,000	200	200	500	500	500	

(注) Codex においては、放射性ヨウ素の欄に記載した数値(100)は、Sr90、Ru106、I129、I131、U235の合計

放射性セシウムの欄に記載した数値(1000)は、S35、Co60、Sr89、Ru103、Cs134、Cs137、Ce144、Ir192の合計

(参考)

	ヨウ素の防護基準	セシウムの防護基準
ICRP 国際放射線 防護委員会	実効線量 50ミリシーベルト/年 (試算)300ベクレルの水2kgを1年間飲む 300 × 2.2 × 10 ⁻⁵ × 2 × 365 = 4.8ミリシーベルト	実効線量 5ミリシーベルト/年 (試算)200ベクレルの水2kgを1年間飲む 200 × 1.3 × 10 ⁻⁵ × 2 × 365 = 1.9ミリシーベルト

・各国は自国の食品摂取量等を考慮して食品別に摂取制限に関する指標を定めている。